

山口市 事業系ごみの分け方・出し方

目次

- 事業系ごみの分類…………… 1
- 産業廃棄物の処理方法…………… 2
- 事業系一般廃棄物の処理方法…………… 3
 - 可燃ごみ…………… 3
 - 不燃ごみ…………… 5
 - 資源物…………… 7
 - 市で処理できない事業系ごみ…………… 9
- 事業系一般廃棄物の市処理施設への搬入について…………… 10
- 事業系一般廃棄物の収集運搬業者…………… 13
- 事業者の責務と罰則…………… 15

令和8年1月発行：山口市環境部資源循環推進課

お問い合わせ先

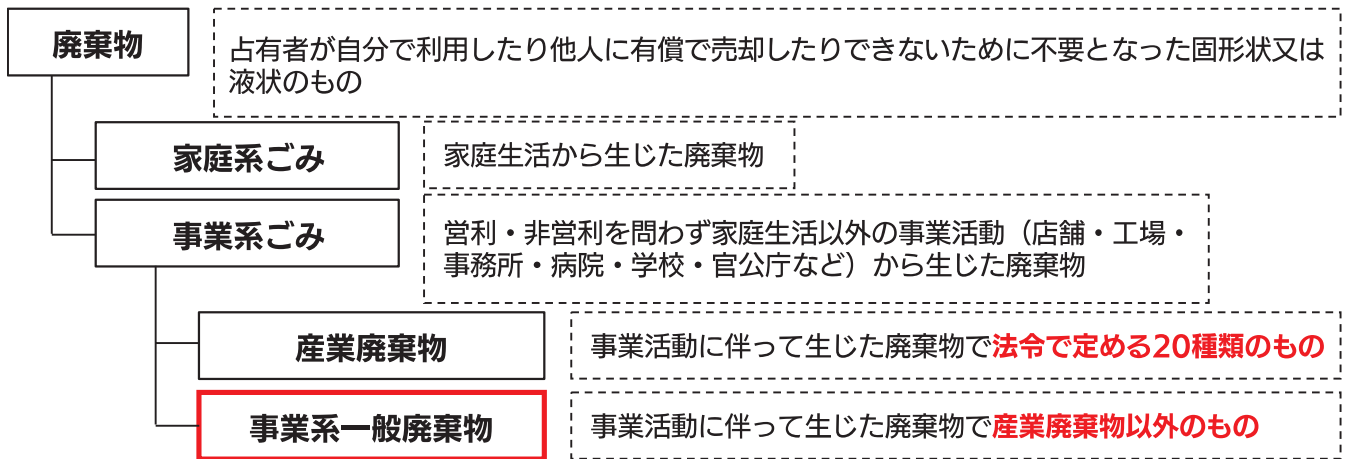
山口市環境部

〒753-0214 山口市大内御堀496番地（山口市清掃工場2階）

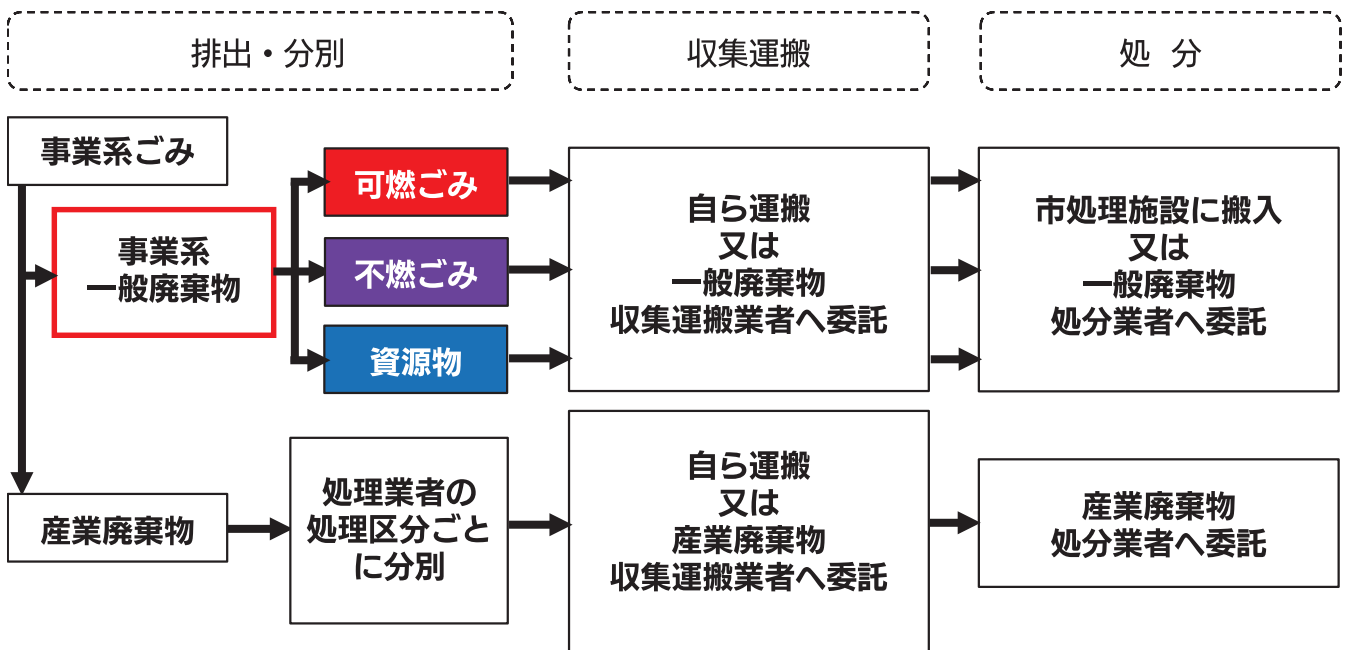
| 内容 | 担当課 | 電話番号・E-mail |
|----------------|---------|--|
| 事業系ごみの処理方法について | 資源循環推進課 | ☎ 083-941-2185 E-mail shigen@city.yamaguchi.lg.jp |
| 搬入登録制度について | 環境施設課 | ☎ 083-941-2188 E-mail kankyo-s@city.yamaguchi.lg.jp |



事業系ごみの分類



事業系ごみの処理の基本的な流れ



※事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入される場合は、事前に登録が必要です（P10参照）。

これは誰のごみ？分類は？

| ごみの発生元 | ごみの排出者 | 分類 |
|--|-------------------|------------------|
| 事業者が個人宅の清掃・片付け・遺品整理を行って生じたごみ | 依頼者（家主） | 一般廃棄物 |
| ① 建設業者が個人の家屋の解体・リフォーム工事を行って生じた建設廃材 ② ①の現場に残されている家具等の残置物 | ①建設業者 ②依頼者（家主） | ①産業廃棄物 ②一般廃棄物 |
| 事業者が木の剪定、草刈りを行って生じた剪定枝や刈草 | 事業者 | 一般廃棄物 |

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、下記の20種類を指します。

| | | | |
|---------------|---|----------------------------|--|
| あらゆる事業活動に伴うもの | ① | 燃え殻 | 焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど |
| | ② | 汚泥 | 工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの |
| | ③ | 廃油 | 潤滑油、洗浄用油などで不要になったもの、廃溶剤 |
| | ④ | 廃酸 | 廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液 |
| | ⑤ | 廃アルカリ | 廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液 |
| | ⑥ | 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど |
| | ⑦ | ゴムくず | 天然ゴムくず |
| | ⑧ | 金属くず | 鉄くず、切削くず、スクラップなど |
| | ⑨ | ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず | ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず |
| | ⑩ | 鉱さい | 鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）、キューポラのノロ、ボタなど |
| | ⑪ | がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片 |
| | ⑫ | ばいじん | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの |
| 特定の事業活動に伴うもの | ⑬ | 紙くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの |
| | ⑭ | 木くず | 建設業（紙くずに同じ。）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの 貨物流通のために使用したパレット※（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ※パレットはあらゆる事業活動に伴って生じたものが産業廃棄物 |
| | ⑮ | 繊維くず | 建設業（紙くずに同じ。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から排出される天然繊維くず |
| | ⑯ | 動植物性残渣 | 食料品製造業などで原料として使用した動物性・植物性の固形状の不用物、醸造かす、のりかす、魚のあらなど |
| | ⑰ | 動物系固形不要物 | と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物 |
| | ⑱ | 動物のふん尿 | 畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿 |
| | ⑲ | 動物の死体 | 畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体 |
| | ⑳ | 13号廃棄物 | 産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの（コンクリート固型化物など） |

産業廃棄物の処理方法

市の処理施設では、産業廃棄物は処理できません。山口県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託するなどして、適正に処理してください。

- 産業廃棄物の処理方法等については、山口県が発行している「**産業廃棄物のしおり**」でご確認ください。

山口県 産業廃棄物のしおり



または右記二次元コードからアクセス



- 産業廃棄物処理業者はインターネットで検索できます。

山口県 産業廃棄物



または右記二次元コードからアクセス



- 産業廃棄物の処理に関する問い合わせ先

山口環境保健所 ☎083-934-2536 山口市吉敷下東三丁目1-1（山口県山口健康福祉センター内）

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系ごみのうち、市の処理施設で処理できるのは、原則、事業系一般廃棄物に限ります。

次のいずれかの方法で処理してください（自治会集積所には出してはいけません。）。

- ・自ら市の処理施設に搬入する。
- ・山口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に市の処理施設への収集運搬を委託する。
- ・山口市一般廃棄物処分業許可業者に処分を委託する。

可燃ごみ

排出方法 ※搬入できる施設はP11を参照

袋に入れる必要はありませんが、袋に入れる場合は中身の見える袋（市指定袋は使用不可）に入れて搬入してください。

廃棄物の種類

リサイクルに適さない紙類

リサイクル可能な紙類は市のごみ焼却施設での処理はできません。

出せるものの例



汚れや匂いのついているもの



防水加工されたもの



感染性廃棄物ではない紙おむつ

写真、圧着ハガキ、感圧紙、感熱紙、カーボン紙、合成紙、鞆や靴の詰物、金属の箔押された紙、昇華転写紙 など

機密書類等の取扱い

機密保持を目的とした市のごみ焼却施設での処理はできません。機密書類の裁断処理が行える処分業許可業者に処理を依頼するなど、排出事業者で適切に対応してください。

山口市内の機密書類のシュレッダー処理業者

| 業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|-----------------|--------------|
| 株式会社 ISONO | 山口市下小鯖347番地2 | 083-927-0990 |
| 有限会社 光田商店 | 山口市下小鯖10365番地38 | 083-902-8777 |
| 有限会社 総合サービス | 山口市黒川48番地 | 083-923-3338 |
| 株式会社 原田商店 | 山口市小郡船倉町3番23号 | 083-973-1150 |
| 株式会社 維新 | 山口市秋穂東1555番地1 | 083-984-5855 |

以下の紙類は産業廃棄物に該当するため、市の処理施設に搬入できません。

パルプ製造業、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から排出されるもの、及びPCBが塗布され、染み込んだもの。

繊維くず 天然繊維（毛布、木綿布、絹）、作業服 など

ごみ処理施設内の混雑防止のため、畳の搬入は1回につき15枚程度としてください。

長いものや大きなものは50cm四方に切ってください。

破砕機を使用する必要があるものは、可燃性粗大ごみの料金が適用されます（P12を参照）

以下の繊維くずは産業廃棄物に該当するため、市の処理施設に搬入できません。

建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業から排出されるもの及びPCBが染み込んだもの。

木くず 草、剪定木、木製品 など

※異物（付着した土や金具、くぎなどの木以外のもの）を取り除き、基準に合う大きさにしてください。

【受入基準】 ●太さ（厚さ）5cm以下、縦1m×横2m×高さ90cm以下

受入基準を超えるものは、下記の許可業者にご依頼ください。

木くずの処理・リサイクルができる処分業許可業者

| 業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|-----------------|--------------|
| タムラエンバイロ 株式会社 | 山口市下小鯖10363番地7 | 083-941-0883 |
| 有限会社 光田商店 | 山口市下小鯖10365番地38 | 083-902-8777 |
| イーエス環境 株式会社 | 山口市下小鯖1248番地2 | 083-927-4855 |
| 株式会社 モナポライズ | 山口市大内御堀3953番地1 | 083-902-3455 |
| 株式会社 岡部リサイクルセンター | 山口市宮野下1136番地4 | 083-933-1330 |
| 有限会社 総合サービス | 山口市黒川48番地 | 083-923-3338 |
| 有限会社 クニモト建設 | 山口市陶10907番地1 | 083-973-6722 |
| 株式会社 総林 | 山口市阿知須7181番地3 | 0836-65-5400 |

以下の木くずは産業廃棄物に該当するため、市の処理施設に搬入できません。

木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、出版業、物品賃貸業（リース後の木製家具・器具類）、建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から排出されるもの、貨物流通のために使用したパレット及びPCBが染み込んだもの。

生ごみ 調理くず、食品の食べ残し、食品の売れ残り、茶殻 など

よく水切りを行い、運搬中に飛散・流出したり匂いが漏れないよう措置を講じてください。

食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・再生利用が求められています。

市外の生ごみリサイクル施設に運搬できる収集運搬業許可業者

| 業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|------------------|--------------|
| 株式会社 アースクリエイティブ | 宇部市大字上宇部2842番地30 | 0836-43-6112 |

以下の生ごみは産業廃棄物に該当するため、市の処理施設に搬入できません。

食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料としたもの。

可燃ごみを市の処理施設に搬入する際の注意事項

●受入基準を超過したものは搬入できません。

【受入基準：太さ（厚さ）5cm以下、縦1m×横2m×高さ90cm以下】

●リサイクル可能な紙類は「資源物」になりますので、可燃ごみとしては搬入できません。

●発泡スチロール、塩化ビニール、PPバンド等は産業廃棄物（廃プラスチック類）になりますので搬入できません。

不燃ごみ

排出方法 ※搬入できる施設はP11を参照

袋に入れる必要はありませんが、袋に入れる場合は中身の見える袋（市指定袋は使用不可）に入れて搬入してください。

廃棄物の種類

搬入できる不燃ごみについて

プラスチック製のもの、金属製のもの、ガラス、陶磁器やこれらの複合品は業種に関係なく**産業廃棄物**に該当します。

ただし、文房具や食器など**一般家庭で使用されるものと同等で、かつ一般家庭での排出と同程度の量の場合**、不燃ごみとして市の処理施設で受け入れが可能な場合があります。

搬入できる不燃ごみの例

| 品目 | 搬入物の例・注意事項 |
|------------------------|---|
| 金属類 | 傘（骨組みのみ）、脚立、釘、自転車、体重計、時計、はさみ、その他金属製の文具・食器・農具（くわ等）・建具等 |
| 家電類 (家電リサイクル対象品を除く) | カセットコンロ、カメラ、携帯電話、充電器、除湿機（ フロン使用製品を除く ）、ストーブ、扇風機、掃除機、電子レンジ、電話機、電卓、ドライヤー、ビデオデッキ、リモコン等 |
| 陶磁器及びガラス類 | 植木鉢、鏡、花瓶、茶碗、湯のみ、コップ、その他ガラス製の食器類 |
| 硬いプラスチック | ボールペン、CD・DVD、洗濯ばさみ、洗面器、バインダー、プラスチック製の食器等 |
| 乾電池 | ・ボタン電池及び小型二次電池（充電式電池）を除く。 ・ 各資源物ステーションや各地域交流センター等の回収ボックスに出してはいけません （家庭系の乾電池のみ対象）。 |
| スプレー缶 | ・中身を使い切った後、火の気のない風通しのよい屋外で穴を開けて搬入すること |
| 磁気テープ | ・テープ類のみ分別して搬入すること（ごみ袋1袋程度の量まで） |

不燃ごみを市の処理施設に搬入する際の注意事項

- 受入基準を超過したものは搬入できません。【受入基準：縦1.4m×横1.8m×高さ90cm以下】
- 1事業所あたり年間4トンを超える搬入はできません。
- **搬入物は、例示した品目ごとに解体・分別して、それぞれ別の場所に降ろせるようにして搬入してください。**

分別されていない場合はお持ち帰りいただくことがあります。

【例：座椅子の分別：外側の布と綿→可燃ごみ 金属製フレーム→不燃ごみの金属類】

- 不燃ごみを市の処理施設へ自己搬入される際は、必要事項を記入した「**不燃物搬入整理票②（事業系ごみ用）**」を計量窓口に提出してください。また、不燃ごみの収集運搬を収集運搬許可業者へ委託される場合は、必要事項を記入した**整理票②**を委託業者にお渡しください。

なお、「**不燃物搬入整理票②（事業系ごみ用）**」の様式は、事業系一般廃棄物搬入登録をされた事業者に登録証と併せて送付していますので、複写してご使用ください。

搬入できない不燃ごみについて

以下の不燃ごみは搬入できません。

1 廃棄物の形態により搬入できないもの

例：燃え殻、がれき類、液体状の廃棄物

P5の表の品目のもののうち一般家庭で使用されるものと同等ではないもの

2 量により搬入できないもの

例：搬入量が一般家庭から排出される量を上回るもの

3 事業者の業種により搬入できないもの

例：建設業（工作物の新築、改築又は除去）に伴って発生した廃材類

4 廃棄物の特性により搬入できないもの

例：業務用の機械器具・電子機器、家電リサイクル対象品及び蛍光管

搬入できない不燃物の例

| 品目 | 搬入できない物の例 |
|--------------------|--|
| 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、タイヤ、塗料、トナー |
| 金属くず | 一斗缶、金網、ケーブル類、ドラム缶、ペンキ缶、ボタン電池、小型二次電池（充電式電池） |
| ガラスくず | グラスウール（断熱材）、石膏ボード、窓ガラス、蛍光管 |
| がれき類 | 石、瓦、コンクリートくず、土砂、レンガ |
| 液体状の廃棄物 | 全て |
| 建設業に伴って発生した廃棄物 | 工作物の新築、改築又は除去に伴った廃材全て |
| 業務用の機械器具・電子機器 | フロン使用製品、複合機、シュレッダー等 |
| リサイクルルートの確立されているもの | 家電リサイクル対象品、パソコン、消火器、FRP船等 |

※リサイクルルートの確立されているものについては、以下のURL又は二次元コードから処理方法をご確認ください。

| 団体名（リサイクル品目）・URL | 二次元コード |
|---|---|
| 家電リサイクル券センター （家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機） https://www.rkc.aeha.or.jp/ |  |
| パソコン3R推進協会（パソコン・パソコン用ディスプレイ） https://www.pc3r.jp/office/recycle_flow.html |  |
| 消火器リサイクル推進センター（消火器） https://www.ferpc.jp/ |  |
| 日本マリン事業協会（FRP船） https://www.marine-jbia.or.jp/recycle/ |  |

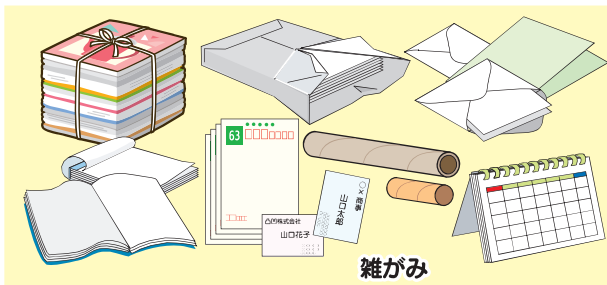
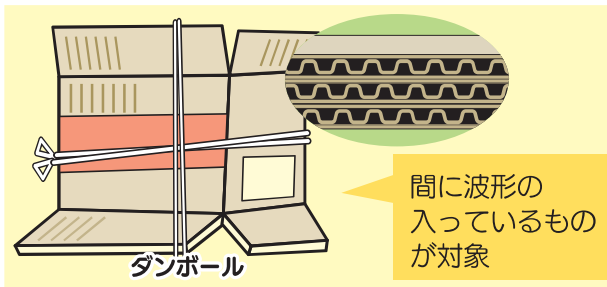
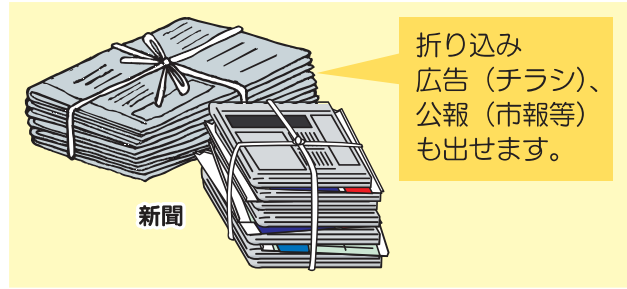
資源物の種類

資源物として市の処理施設に持ち込む場合の分別・排出方法は、概ね家庭と同じ方法です。

排出方法 ※搬入できる施設はP11を参照

資源物ステーションには、事業系の資源物を出してはいけません。

リサイクル可能な紙類



リサイクル可能な紙類を市の処理施設に搬入する際の注意事項

●次の方法で搬入してください。

ダンボール・新聞・紙パック・雑がみ：紙ひもで十字に縛って搬入してください。

紙製容器包装：紙ひもで十字に縛るか、紙袋に入れて搬入してください。

シュレッダーした紙：透明又は半透明な袋（市指定袋は使用不可）に入れて搬入してください。

●リサイクルに適さない紙類（P3参照）や異物が混入しないようにしてください。

●「シュレッダーした紙」を搬入できる施設はリサイクルプラザのみです。シュレッダーした紙の保管庫は普段施錠していますので、搬入の際は、鍵の貸出を行っているリサイクルプラザ本館事務室（閉館日は清掃工場2階事務室）までお立ち寄りください。

以下の紙類は産業廃棄物に該当するため、市の処理施設に搬入できません。

パルプ製造業、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から排出されるもの、及びPCBが塗布され、染み込んだもの。

缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装



飲料品・食料品（ペットフードも対象）が入っていた缶が対象
※一斗缶は対象外です



飲料品・食料品・医薬品（飲み薬、塗り薬）・化粧品が入っていたガラス製のびんが対象



ペットボトルの識別マークのついたプラスチック製のボトルが対象



商品の中身を使い切り不要になったプラスチック製の容器・包装が対象

ペットボトル

プラスチック製容器包装

缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装を市の処理施設に搬入する際の注意事項

●次の手順で分別してから搬入してください。

| | |
|-------------|---|
| 缶 | <p>①ボトル缶のふたを外す ②中を水洗いする ③つぶさずに搬入する</p> <p>※ボトル缶のふたは缶本体と一緒に搬入できます。</p> |
| びん | <p>①ふたを外す ②中を水洗いする ③びんの色ごとに指定の場所に出す</p> <p>※びんの色は「無色透明」、「茶色」、「その他の色」の3種類です。 金属製のふたは不燃ごみ、プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装です。</p> |
| ペットボトル | <p>①ふたとラベルを外す ②中を水洗いする ③できるだけつぶして搬入する</p> <p>※ふたとラベルはプラスチック製容器包装です。</p> |
| プラスチック製容器包装 | <p>①中を水洗いする ②十分に水切りする ③透明又は半透明な袋（市指定袋は使用不可）に入れて搬入する</p> |

●缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の搬入量については、一般家庭での排出と同程度までとします。量が多い場合は、産業廃棄物として適正に処理してください。

●プラスチック製容器包装には、容器包装以外のプラスチック製品、発泡スチロール、PPバンド等を混入させないでください。

資源物の計量にご協力ください

リサイクルプラザに資源物を搬入する際は、必ずリサイクルプラザ本館事務室（閉館日は清掃工場2階の事務室）で計量カードを受け取り、計量を行ってください。

市で処理できない事業系ごみ

山口市以外で排出されたもの

産業廃棄物（P 2 参照）

有害性のあるもの

- バッテリー、農薬・劇薬・殺虫剤・漂白剤等の薬品、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、有害ガスを発生するもの 等

危険性のあるもの

- プロパンガスボンベ、火薬類等の爆発物 等

引火性のあるもの

- 火薬類、ガソリン、灯油、廃油 等

著しく悪臭を発生するもの

- 汚物類、腐敗したもの 等

特別管理一般廃棄物

- 医療機関等から排出される血液等が付着した包帯、ガーゼ等感染性のあるもの、PCBを使用した部品、廃水銀 等

特定家庭用機器廃棄物

- エアコン（室外機を含む）、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫

処理が著しく困難であり、処理施設の機能に支障を生じるもの

- 可燃ごみは、太さ（厚さ）5 cm、縦1 m×横2 m×高さ90 cmを超過するもの
- 不燃ごみは、縦1.4 m×横1.8 m×高さ90 cmを超過するもの
- 液体状の廃棄物、塗料、土砂、石、消火器、フロンガスを使用したもの、ピアノや金庫等の著しく重いものや大きいもの、原動機付自転車、自動車部品（タイヤやエンジン等）、合わせガラス、エアークンプレッサー、農業用プラスチック、温水器、漁網 等

山口市外で排出されたものは排出場所が所在する自治体の施設等で処理してください。その他のものについては、処理業許可を受けた廃棄物処理業者や販売店、メーカー等に処理を委託してください。



事業系一般廃棄物の市処理施設への搬入について

事業系一般廃棄物搬入登録制度について

事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする場合は、あらかじめ市長の登録を受ける必要があります。なお、収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合でも、搬入先が市の処理施設であれば登録が必要です。

【令和8年度からの変更点】

- **制度の名称を変更**しました。
旧名称：事業系一般廃棄物搬入許可制度・資源物処理登録制度
新名称：事業系一般廃棄物搬入登録制度
- **更新手続きが不要**になりました。
登録証には、**期限があります**。期限前には、市から新たな登録証を送付します。

事業系一般廃棄物搬入登録証の提示

事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する際は、計量窓口で登録証を提示してください。
なお、廃棄物の収集運搬を委託する場合は、登録証の写しを収集運搬許可業者に渡してください。

自社ごみが対象です

この登録は、事業者自らが排出する事業系一般廃棄物を対象にしています。
この登録を受けても、**家庭ごみや他社の事業系一般廃棄物を収集運搬することはできません**。
※一般廃棄物収集運搬業に関する許可制度ではありません。

登録・変更申請について

次のいずれかの方法で、ごみの排出事業者が申請を行ってください。
FAX・電子メールでの申請は受け付けていません。

- 電子申請
山口市ウェブサイト
(事業系一般廃棄物搬入登録申請)
URL <https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/51/1843.html>



- 窓口で申請
山口市清掃工場2階（環境施設課）、小郡総合支所（環境衛生課南部衛生担当）、
秋穂・阿知須・徳地・阿東総合支所（地域振興課）、阿知須清掃センター
- 郵送で申請
送付先：〒753-0214 山口市大内御堀496番地 山口市環境施設課

※登録内容(社名・屋号、所在地、電話番号、委託先収集運搬業者)に変更が生じた場合は、変更申請を行ってください。

搬入できる施設

「可燃ごみ（P4）・不燃ごみ（P5）・資源物（P7～8）の市の処理施設に搬入する際の注意事項」をご確認のうえ搬入してください。

※可燃ごみのうち、長さが50cmを超えるものは可燃性粗大ごみに分類されます。

※年末年始(12月31日～1月3日)は休館します。(施設により若干異なります。詳しくは市報12月15日号又は山口市ウェブサイトをご覧ください。)

| 施設名・所在地・電話番号 | 搬入できる時間 | 搬入できるごみ | 排出(積込)場所 |
|--|---|---|----------|
| 清掃工場 大内御堀496番地 ☎083-927-0020 | 平日 8時30分～16時30分 土曜 8時30分～12時 (祝休日・年末年始を除く) | 可燃ごみ 可燃性粗大ごみ | 市内全域 |
| 不燃物中間処理センター 宮野下11782番地1 ☎083-941-0051 | | 不燃ごみ | 市内全域 |
| リサイクルプラザ 大内御堀10489番地8 ☎083-927-7122 | 8時30分～16時30分 (年末年始を除き無休) | 資源物 | 市内全域 |
| 鍛冶畑不燃物埋立処分場 小郡上郷10596番地55 ☎083-972-8248 | 平日、第4日曜 9時～16時 (祝休日・年末年始を除く) | 資源物 ※無色透明と茶色のビン、缶、ペットボトルのみ | 小郡地域のみ |
| 青江一般廃棄物最終処分場 秋穂東3465番地先 ☎083-984-4799 | 平日、第2・第4土曜 8時30分～16時30分 (祝休日・年末年始を除く) | 資源物 | 秋穂地域のみ |
| 阿知須清掃センター 阿知須5819番地 ☎0836-65-4953 | 平日 7時30分～12時、 13時～14時 (祝休日・年末年始を除く) | 可燃ごみ ^⑨ 可燃性粗大ごみ 不燃ごみ 資源物 | 阿知須地域のみ |
| 阿東クリーンセンター 阿東生雲東分11119番地 ☎083-952-1378 | 平日 13時～16時 第3日曜 8時30分～12時、 13時～16時 (祝休日・年末年始を除く) | 可燃性粗大ごみ 不燃ごみ 資源物 | 阿東地域のみ |

⑨ 阿知須清掃センターはパッカー車でのご搬入は不可です。必ず透明又は半透明の袋に入れて搬入してください。
※施設の情報は下記二次元コードから確認してください。

地図などの各施設の詳細



清掃工場・不燃物中間処理センター・
リサイクルプラザの
持込案内図



積荷の検査を実施しています

市では、搬入される事業系ごみについて、聞き取り調査や搬入物検査機により積荷検査を実施し、不適正なごみが発見された場合は、指導とごみの持ち帰りの指示を行っています。**運転手は積荷が誰のごみか、積込場所がどこかなどをきちんと把握してから搬入してください。**

積荷の検査は拒否できませんので、搬入の際は時間に余裕を持ってご来場ください。

なお、**検査記録を作成するため、搬入車両及び積荷の撮影を行います。**

事業系ごみ処理手数料（持ち込み分）

市の処理施設に搬入した際の処理手数料です。（資源物は無料）

持ち込み重量は、計量窓口で車の重量を量り、入口と出口の重量の差で算出します。

※可燃ごみのうち、長さが50cmを超えるものは可燃性粗大ごみの料金が適用されます。

| 持ち込み重量 | 可燃ごみ | 可燃性粗大ごみ |
|-----------------|---------|---------|
| ～ 100kg | 830円 | 1,110円 |
| 101kg ～ 200kg | 1,980円 | 2,530円 |
| 201kg ～ 300kg | 2,970円 | 3,790円 |
| 301kg ～ 400kg | 3,960円 | 5,060円 |
| 401kg ～ 500kg | 4,950円 | 6,320円 |
| 501kg ～ 600kg | 5,940円 | 7,590円 |
| 601kg ～ 700kg | 6,930円 | 8,850円 |
| 701kg ～ 800kg | 7,920円 | 10,120円 |
| 801kg ～ 900kg | 8,910円 | 11,380円 |
| 901kg ～ 1000kg | 9,900円 | 12,650円 |
| 1001kg ～ 1100kg | 10,890円 | 13,910円 |
| 1101kg ～ 1200kg | 11,880円 | 15,180円 |
| 1201kg ～ 1300kg | 12,870円 | 16,440円 |
| 1301kg ～ 1400kg | 13,860円 | 17,710円 |
| 1401kg ～ 1500kg | 14,850円 | 18,970円 |
| 1501kg ～ 1600kg | 15,840円 | 20,240円 |
| 1601kg ～ 1700kg | 16,830円 | 21,500円 |
| 1701kg ～ 1800kg | 17,820円 | 22,770円 |
| 1801kg ～ 1900kg | 18,810円 | 24,030円 |
| 1901kg ～ 2000kg | 19,800円 | 25,300円 |
| 2001kg ～ 2100kg | 20,790円 | 26,560円 |
| 2101kg ～ 2200kg | 21,780円 | 27,830円 |
| 2201kg ～ 2300kg | 22,770円 | 29,090円 |
| 2301kg ～ 2400kg | 23,760円 | 30,360円 |
| 2401kg ～ 2500kg | 24,750円 | 31,620円 |
| 2501kg ～ 2600kg | 25,740円 | 32,890円 |
| 2601kg ～ 2700kg | 26,730円 | 34,150円 |
| 2701kg ～ 2800kg | 27,720円 | 35,420円 |
| 2801kg ～ 2900kg | 28,710円 | 36,680円 |
| 2901kg ～ 3000kg | 29,700円 | 37,950円 |
| 3001kg ～ 3100kg | 30,690円 | 39,210円 |
| 3101kg ～ 3200kg | 31,680円 | 40,480円 |
| 3201kg ～ 3300kg | 32,670円 | 41,740円 |
| 3301kg ～ 3400kg | 33,660円 | 43,010円 |

| 持ち込み重量 | 不燃ごみ |
|-----------------|---------|
| ～ 50kg | 620円 |
| 51kg ～ 100kg | 1,250円 |
| 101kg ～ 150kg | 2,070円 |
| 151kg ～ 200kg | 2,760円 |
| 201kg ～ 250kg | 3,450円 |
| 251kg ～ 300kg | 4,140円 |
| 301kg ～ 350kg | 4,830円 |
| 351kg ～ 400kg | 5,520円 |
| 401kg ～ 450kg | 6,210円 |
| 451kg ～ 500kg | 6,900円 |
| 501kg ～ 550kg | 8,300円 |
| 551kg ～ 600kg | 9,060円 |
| 601kg ～ 650kg | 9,810円 |
| 651kg ～ 700kg | 10,570円 |
| 701kg ～ 750kg | 11,320円 |
| 751kg ～ 800kg | 12,080円 |
| 801kg ～ 850kg | 12,830円 |
| 851kg ～ 900kg | 13,590円 |
| 901kg ～ 950kg | 14,340円 |
| 951kg ～ 1000kg | 15,100円 |
| 1001kg ～ 1050kg | 17,170円 |
| 1051kg ～ 1100kg | 17,990円 |
| 1101kg ～ 1150kg | 18,810円 |
| 1151kg ～ 1200kg | 19,630円 |
| 1201kg ～ 1250kg | 20,450円 |
| 1251kg ～ 1300kg | 21,260円 |
| 1301kg ～ 1350kg | 22,080円 |
| 1351kg ～ 1400kg | 22,900円 |
| 1401kg ～ 1450kg | 23,720円 |
| 1451kg ～ 1500kg | 24,540円 |
| 1501kg ～ 1550kg | 25,350円 |
| 1551kg ～ 1600kg | 26,170円 |
| 1601kg ～ 1650kg | 26,990円 |
| 1651kg ～ 1700kg | 27,810円 |

※手数料は消費税（10%）を含んでいます。事業系ごみ処理手数料は山口市ウェブサイトでも確認できます。

事業系一般廃棄物の収集運搬業者

許可のない業者に一般廃棄物の収集運搬及び処分を委託してはいけません。契約の際は、委託業者の許可証の提示を求めるなど、許可の期限、許可の区域、取扱品目の確認をしてください。

(令和7年12月31日現在 並び順は所在地ごと)

| 業者名 | 所在地 | 電話番号 | 収集可能な区域 | | | | | |
|-------------------------|-------------------|---------------|---------|------|------|-------|------|------|
| | | | 旧山口市 | 旧小郡町 | 旧秋穂町 | 旧阿波瀬町 | 旧徳地町 | 旧阿東町 |
| 株式会社 三宅商事 | 山口市旭通り二丁目1番34号 | 083-922-4100 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 ユニオン・メンテナンス | 山口市三の宮一丁目2番45号 | 083-920-5002 | ○ | - | - | - | - | - |
| 株式会社 富士企業 | 山口市惣太夫町9番24号 | 083-925-7654 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 新栄ビルサービス | 山口市湯田温泉六丁目6番23号 | 083-925-1217 | ○ | ○ | - | - | - | - |
| 株式会社 ひらた | 山口市仁保上郷374番地 | 083-929-0740 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 創資 | 山口市仁保上郷432番地1 | 080-2926-7640 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 ISONO | 山口市下小鯖347番地2 | 083-927-0990 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 磯野商店 | 山口市下小鯖347番地2 | 083-927-0133 | ○ | - | - | - | - | - |
| 有限会社 クリーン山口 | 山口市下小鯖3806番1 | 083-902-2100 | ○ | ○ | - | - | - | - |
| タムラエンパイロ 株式会社 | 山口市下小鯖10363番地7 | 083-941-0883 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 光田商店 | 山口市下小鯖10365番地38 | 083-902-8777 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三浦 崇 (屋号：アールガレージ) | 山口市大内中央二丁目16番32号 | 090-1333-7311 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 厚母組 | 山口市大内問田五丁目10番22号 | 083-941-6825 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 モナポライズ | 山口市大内御堀3953番地1 | 083-902-3455 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 特定非営利活動法人 ベーテル障害者支援センター | 山口市大内御堀3953番地15 | 083-941-5678 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 マルム | 山口市大内矢田南七丁目4番36号 | 083-976-6162 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 アント | 山口市大内矢田南八丁目8番33号 | 083-927-2835 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 アント商事 | 山口市大内矢田南八丁目8番33号 | 083-927-2835 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 杉山 光治 (屋号：なんでもや) | 山口市大内矢田南八丁目19番11号 | 083-927-5555 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 吉田 勝敏 (屋号：秋吉産房) | 山口市吉敷赤田四丁目14番34号 | 083-923-3107 | ○ | ○ | - | - | - | - |
| 有限会社 総合サービス | 山口市黒川48番地 | 083-923-3338 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 コスモ開発工業 | 山口市平井10097番地1 | 083-932-2397 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 ディーボックス | 山口市若宮町1番76号 | 083-995-1234 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 山口公衆衛生協会 | 山口市富田原町1番35号 | 083-922-1746 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 山田 美佐代 (屋号：山田商店) | 山口市矢原837番地4 | 083-922-5509 | ○ | - | - | - | - | - |
| 山一運輸興業 株式会社 | 山口市朝田10601番地25 | 083-934-8153 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 株式会社 山口資源リサイクルセンター | 山口市朝田905番地 | 083-924-6511 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 ヒューマンライフサポート | 山口市朝田1600番地 | 083-976-4222 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 村田 典彦 (屋号：便利屋スカイサービス) | 山口市秋穂二島7614番地 | 083-987-3250 | ○ | ○ | ○ | - | - | - |
| 株式会社 吉南環境テクニカルサービス | 山口市佐山3691番地1 | 083-989-5007 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - |
| 株式会社 白清社 | 山口市佐山4143番地2 | 083-989-2898 | ○ | - | - | - | - | - |
| 有限会社 グローバルシステム | 山口市佐山4836番地1 | 083-988-2323 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ミツヤ山口 株式会社 | 山口市佐山4884番地1 | 083-989-6969 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |

| 業者名 | 所在地 | 電話番号 | 収集可能な区域 | | | | | |
|----------------------|--------------------|---------------|---------|------|------|-------|------|------|
| | | | 旧山口市 | 旧小郡町 | 旧秋穂町 | 旧阿知須町 | 旧徳地町 | 旧阿東町 |
| 株式会社 ジー・ケーサービス | 山口市深溝717番地1 | 083-989-5510 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 藪野 素秀 (屋号: Y' Sオフィス) | 山口市江崎209番地3 | 090-4800-6924 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 中国建設工業 | 山口市小郡上郷3530番地17 | 083-972-6657 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 三共 | 山口市小郡上郷3550番地 | 083-973-0010 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 井藤商店 | 山口市小郡上郷3583番地1 | 083-972-5883 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 役吉商事 | 山口市小郡上郷4197番地1 | 083-973-1889 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 小郡衛生公社 | 山口市小郡下郷869番地2 | 083-972-0222 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | ○ |
| 有限会社 ナカムラ緑化 | 山口市小郡下郷939番地14 | 083-972-7760 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 コセイ | 山口市小郡船倉町3番17号 | 083-902-5683 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 原田商店 | 山口市小郡船倉町3番23号 | 083-973-1150 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社 ピート | 山口市小郡新町一丁目5番3号 | 083-973-5185 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 クリーンメンテナンス | 山口市小郡明治二丁目7番26号 | 083-972-8077 | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - |
| 特定非営利活動法人 福祉の店アミーチ | 山口市小郡大正町8番6号 | 083-972-1023 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 株式会社 維新 | 山口市秋穂東1555番地1 | 083-984-5855 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 エスシード | 山口市阿知須4357番地1 | 0836-39-6507 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 阿知須公益社 | 山口市阿知須475番地1 | 0836-65-2350 | - | - | - | ○ | - | - |
| 河村幹圭 (屋号: ダイヤマ建興) | 山口市徳地船路1番1地 | 0835-56-1501 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 まごころサービス | 山口市阿東地福下10760番1 | 083-956-0309 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有限会社 オカザキ | 防府市大字江泊2494番地1 | 0835-21-3008 | ○ | - | - | - | - | - |
| 株式会社 かみむら | 防府市大字牟礼1913番地 | 0835-21-5675 | - | ○ | - | - | - | ○ |
| 有限会社 谷口総業 | 防府市大字田島1972番地1 | 0835-39-2030 | - | ○ | - | - | - | - |
| 三共興産 株式会社 | 宇部市大字中野開作四ノ割381番18 | 0836-44-1300 | - | - | - | ○ | - | - |
| 有限会社 エコ・サポート | 宇部市大字際波660番5 | 0836-44-9513 | - | - | - | ○ | - | - |
| 有限会社 岩本商会 | 宇部市昭和町三丁目15番3号 | 0836-33-4578 | - | - | - | ○ | - | - |
| 株式会社 宇部総合サービス | 宇部市相生町8番1号 | 0836-22-0033 | - | - | - | ○ | - | - |
| 株式会社 三城商事 | 宇部市西平原二丁目7番1号 | 0836-33-6903 | ○ | ○ | - | ○ | - | - |

※収集運搬可能な区域の旧山口市、旧小郡町、旧秋穂町、旧阿知須町及び旧徳地町の区域は平成17年9月30日における市又は町の区域、旧阿東町の区域は平成22年1月15日における町の区域となります。

委託の際の注意事項

- 事業系ごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に分かれます。適正に分別し、それぞれ許可を持った業者に処理を委託してください。無許可業者に処理を委託する行為は、廃棄物処理法に規定する委託基準違反等に該当し、同法で罰則が定められています。
- 収集時間、収集回数、料金などは業者により異なりますので、業者に直接ご相談ください。
- 業者に収集運搬を委託して市の処理施設に持ち込む場合も、搬入基準を守って分別してください。
- 廃棄物処理業者が違反行為をした場合、依頼した排出者も責任に問われることがあります。適正な料金を支払い、定期的に処理状況を確認するようにしましょう。

事業者の責務と罰則

事業活動に伴って生じた廃棄物については、廃棄物処理法第3条で以下4つの事業者の責務が定められています。

| | |
|--|--|
| ①事業系ごみの処理は自己責任 | ②処分することを考えた商品づくり |
| 事業活動に伴って生じた廃棄物は自ら処理場まで運搬するか、許可を受けた処理業者に委託して適正に処理しなければならない。 | 物の製造・加工・販売においては、廃棄物処理やリサイクルしやすい製品、容器等を開発するとともに、廃棄物となった場合の処理方法についての情報提供を行わなければならない。 |
| ③廃棄物の再生利用と減量化 | ④国や自治体の施策に協力 |
| 廃棄物の再生利用を積極的に推進し、その減量に努めなければならない。 | 廃棄物の減量や適正処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければならない。 |

廃棄物処理法のルールを守らないと、事業者の皆さんも罰則を受ける場合があります。

| | | |
|---|---|--|
| 事業系ごみは自治会集積所や資源物ステーションに出してはいけません。 | 産業廃棄物を一般廃棄物として処理してはいけません。 | 廃棄物を野焼きしたり、みだりに捨ててはいけません。 |
| 事業系ごみを家庭系ごみの排出場所である自治会集積所に出すことは不法投棄となり、廃棄物処理法に違反する行為です。 住居と事務所・店舗等が同一建物でも、それぞれ分別して適正に処理してください。 | 産業廃棄物を一般廃棄物として市処理施設に搬入することは不法投棄となり、廃棄物処理法に違反する行為です。 産業廃棄物と一般廃棄物はそれぞれ分別して適正に処理してください。 | 廃棄物を適法な施設以外で焼却したり、みだりに捨てたりする行為は廃棄物処理法違反になります。 また、たとえ自社の敷地でも、基準を満たさない埋立処分は廃棄物処理法違反になります。 |
| 無許可で他人（他事業者）の廃棄物を運んではいけません。 | 清掃・片付け・遺品整理の依頼を受けた場合に出た廃棄物は、依頼者の廃棄物になります。 | 建物の解体・リフォーム工事の依頼を受けた場合に発生した建設廃材は、依頼を受けた者（請負業者）の廃棄物になります。 |
| 「ついでに・・・」と引き受けた仕事は違法行為につながりますので、十分に注意してください。 また、他市町村で発生した廃棄物は山口市の処理施設に搬入してはいけません。 | 依頼者に、自ら廃棄物を運搬して処理施設に持ち込むか、収集運搬の許可を受けている業者に依頼するよう案内してください。 | 建設廃材を依頼者に処理させないよう注意してください。 なお、家に残されていた家具等の残置物は依頼者の廃棄物ですので、無許可で収集運搬してはいけません。 |

罰則：5年以下の懲役（個人のみ）もしくは1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金又はこの併科

廃棄物処理法の罰則には「両罰規定」があり、会社の従業員が廃棄物処理法の違反行為を行った場合、従業員本人が罰せられるとともに、会社にも罰則が科せられることがあります。経営者、従業員ともに廃棄物処理法の理解を深めることが重要です。